

○文部科学省令第十八号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

大学設置基準の一部を改正する省令

第一条 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十二条の三」に改める。

第九章中第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(研修の機会等)

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第二十条の三に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(高等専門学校設置基準の一部改正)

第二条 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に、「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

第十条の二を第十条の三とし、第二章中第十条の次に次の一条を加える。

(研修の機会等)

第十条の二 高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第十七条の四に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(大学院設置基準の一部改正)

第三条 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第十条第二項中「第四十四条」を「第四十五条」に改める。

第四十五条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とし、第四十二条の次に次の一条を加える。

(研修の機会等)

第四十三条 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(短期大学設置基準の一部改正)

第四条 短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十五条の三」に改める。

第九章中第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(研修の機会等)

第三十五条の三 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第十一条の三に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

附則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十九号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十一条第二項及び第九十二条第一項本文の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように改める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年)以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

附則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二十号

学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行に伴い、並びに教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の規定に基づき、並びに教育職員免許法を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

第一条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の三」を「第十八条の五」に改める。

第六条第一項の表備考第七号中「又は小学校には、」を「には」に、「又は小学部を含み」を「を」、小学校には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を「に、又は高等学校には」を「には義務教育学校の後期課程」に改め、又は後期課程を削り、「又は高等部」を「を、高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部」に改め、同表備考第九号中「附則第十八項第四号」を「附則第二十二項第四号」に改め、小学校(の下に「義務教育学校の前期課程」を加え、「附則第十八項第一号」を「同項第一号」に改め、同表備考第十号中「中学校(の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、「附則第十八項第二号」を「附則第二十二項第二号」に、「附則第十八項第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条第五項第三号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第十八条の二の表備考に次の一号を加える。

四 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者について、免許法別表第八の第三欄に定める最低在職年数に加え、次の表の上欄に掲げる受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数があるときは、三単位にその在職年数を乗じて得た単位数(免許法別表第八の第四欄に定める単位数のうちその半数までの単位数を限度とする。)を修得したものとみなして、この表を適用する。